

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ
彦根市実行委員会

第1回輸送交通専門委員会



ひこにゃん国スポ・障スポ仕様【炬火】

日時 令和5年2月16日（木）10時00分

会場 彦根市役所5階 第2委員会室

湖国の感動 未来へつなぐ



わたSHIGA輝く国スポ・障スポ
第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 2025



わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会

第1回輸送交通専門委員会 次第

日時：令和5年2月16日(木) 10時から

場所：彦根市役所5階 第2委員会室

- 1 開 会
- 2 委員紹介
- 3 輸送交通専門委員会 委員長あいさつ
- 4 報告事項
 - (1) わた SHIGA 輝く国スポ・障スポの概要について
 - (2) 輸送交通専門委員会について
 - (3) 彦根市開催基本方針について
 - (4) 彦根市輸送交通基本計画について
- 5 審議事項
【第1号議案】
わた SHIGA 輝く国スポ 彦根市警備・消防防災基本計画（案）
- 6 その他（スケジュール等）
- 7 閉 会

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会
輸送交通専門委員会 委員名簿

氏名欄 ◎委員長 ○副委員長

選出区分	No	機関・組織	役職	氏名
輸送交通	1	西日本旅客鉄道株式会社彦根駅	駅長	○ 西川 勝
	2	東海旅客鉄道株式会社米原駅	内勤総括	中尾 雅行
	3	近江鉄道株式会社	取締役執行役員鉄道部長	松本康一郎
	4	近江鉄道株式会社	取締役執行役員自動車部長	◎ 立川 敬一
	5	彦根観光バス株式会社	代表取締役	大西 和弥
	6	湖国バス株式会社	取締役業務部長	北村 真治
	7	近江タクシー株式会社	業務部部長代理	梅原 猛
	8	彦根タクシー株式会社	取締役所長	寺田 敏
	9	中日本高速道路株式会社名古屋支社彦根保全・サービスセンター	工務担当課長	加藤 昌明
国・県	10	国土交通省近畿運輸局滋賀運輸支局	首席運輸企画専門官	野口 英樹
	11	国土交通省近畿地方整備局滋賀国道事務所彦根維持出張所	管理第二係長	四塚 博邦
	12	滋賀県湖東土木事務所	道路計画課長	松田 篤史
警察等	13	滋賀県彦根警察署	交通課長	式部 綱祐
	14	滋賀県彦根警察署	警備課長	小森 秀和
	15	彦根交通安全協会	会長	古川傳次郎
彦根市	16	彦根市市長直轄組織危機管理課	課長	西嶋 紳浩
	17	彦根市文化スポーツ部文化振興課	課長	林 達也
	18	彦根市福祉保健部障害福祉課	課長	西倉 邦浩
	19	彦根市都市建設部建設管理課	課長	辻 信宏
	20	彦根市都市建設部交通対策課	課長	宮永 幹雄
	21	彦根市消防本部警防課	課長	上原 正彦

わたSHIGA輝く国スポ・障スポの概要

第1号報告

大会名	第79回国民スポーツ大会	第24回全国障害者スポーツ大会
開催期間	本市で44年ぶりに開催 令和7年9月28日(日)～10月8日(水)	本市では初めての開催 令和7年10月25日(土)～10月27日(月)
開催競技	【正式競技】 陸上競技 ハンドボール 弓道 なぎなた ボウリング 【デモンstrレーションスポーツ】 ひこねスパーカラム	【正式競技】 陸上競技 ボウリング 【オープン競技】 SOバドミントン
参加者数 (千人) (延べ数)	国民スポーツ大会	
	総合開会式 約27	総合開会式 約14
	陸上競技 約51	陸上競技 約17
	ハンドボール 約30	ハンドボール 約18
	弓道 約8	弓道 約6
	なぎなた 約6	なぎなた 約6
	ボウリング 約6	ボウリング 約2
	閉会式 約23	閉会式 約18
	閉会式 約27	閉会式 約17

第1号報告

本市開催競技について

1 わた SHIGA 輝く国スポ（国民スポーツ大会）

【正式競技】

競技名	種別	競技会場	備考
陸上競技	全種別	平和堂 HATO スタジアム (彦根総合スポーツ公園陸上競技場)	
ハンドボール	成年男子 成年女子 少年女子	プロシードアリーナ HIKONE (彦根市スポーツ・文化交流センター) 彦総グリーンアリーナ (彦根総合高等学校体育館)	少年女子は 近江八幡市 との共催
弓道	全種別	プロシードアリーナ HIKONE (彦根市スポーツ・文化交流センター)	
なぎなた	成年女子 少年女子	パナソニック株式会社くらしアプライアンス社彦根工場多目的ホール	
ボウリング	全種別	ラピュタボウル彦根	滋賀県 豊郷町 甲良町 多賀町 との共催

【デモンストレーションスポーツ】

実施競技	主管団体名	開催施設
ひこねスーパーカラム	彦根市スポーツ 推進委員協議会	プロシードアリーナ HIKONE (彦根市スポーツ・文化交流センター)

※実施時期は、原則として令和7年4月1日から国スポ閉会までの期間

第1号報告

2 わた SHIGA 輝く障スポ（全国障害者スポーツ大会）

【正式競技】

競技名	障害区分	競技会場	備考
陸上競技	身体障害 知的障害	平和堂 HATO スタジアム (彦根総合スポーツ公園陸上競技場)	滋賀県 との共催
ボウリング	知的障害	ラピュタボウル彦根	滋賀県 豊郷町 甲良町 多賀町 との共催

【オープン競技】

実施競技	主管団体名	開催施設
SO バドミントン	特定非営利活動法人 スペシャルオリンピ ックス日本・滋賀	プロシードアリーナ HIKONE (彦根市スポー ツ・文化交流センター)

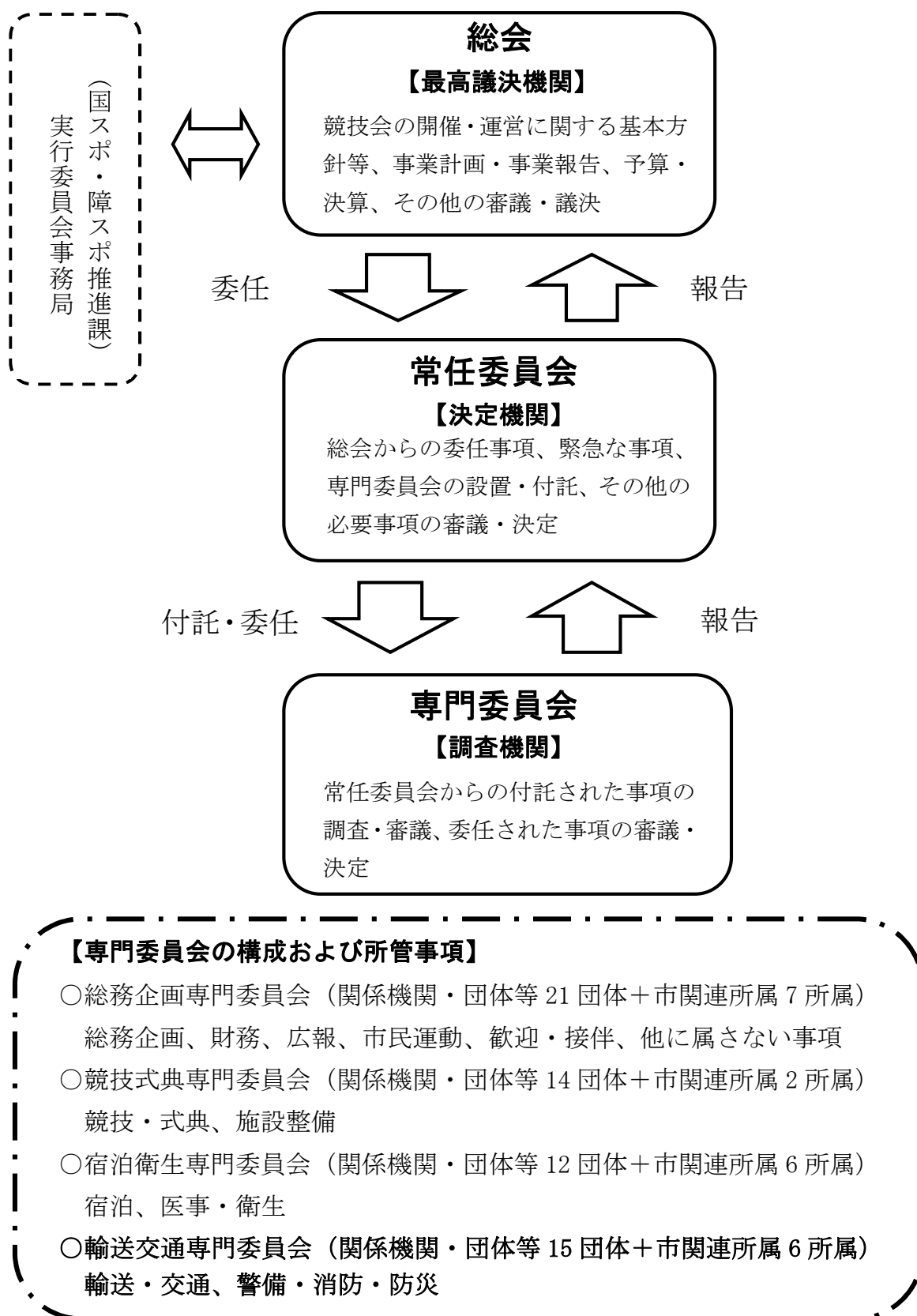
※実施時期は、原則として障スポの開催期間内

第1号報告
わたしたSHIGA輝く国スポ競技会会期・練習会場（彦根市開催競技）

【本会期 正式競技・特別競技】

競技	種目	種別	会場地	競技会場	競技日数	令和7年(2025年)														練習会場(予定)			
						9月		10月															
						28日	29日	30日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	水	火	水				
総合開会式	総合開会式	彦根市	平和堂HATOスタジアム (彦根総合スポーツ公園陸上競技場)	◎																			
		彦根市	平和堂HATOスタジアム (彦根総合スポーツ公園陸上競技場)	◎																			
陸上競技	全種別	彦根市	平和堂HATOスタジアム (彦根総合スポーツ公園陸上競技場)	5							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		彦根市	プロシードアリーナHIKONE (彦根市スポーツ・文化交流センター)	5																			
ハンドボール	少年女子	彦根市	彦総グリーンアリーナ (彦根総合高等学校校体育館)	2																			
		彦根市	彦総グリーンアリーナ (彦根総合高等学校校体育館)	5																			
		彦根市	彦総グリーンアリーナ (彦根総合高等学校校体育館)	4																			
弓道	全種別	彦根市	彦総グリーンアリーナHIKONE (彦根市スポーツ・文化交流センター)	4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		彦根市	彦総グリーンアリーナHIKONE (彦根市スポーツ・文化交流センター)	4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
なぎなた	成年女子 少年女子	彦根市	彦総グリーンアリーナHIKONE (彦根市スポーツ・文化交流センター)	3																			
		彦根市	彦総グリーンアリーナHIKONE (彦根市スポーツ・文化交流センター)	3																			
ボウリング	全種別	彦根市	彦総グリーンアリーナHIKONE (彦根市スポーツ・文化交流センター)	5																			
		彦根市	彦総グリーンアリーナHIKONE (彦根市スポーツ・文化交流センター)	5																			

わた SHIGA 輝く 国スポ・障スポ彦根市実行委員会組織図



第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 彦根市開催基本方針

1 基本方針

第79回国民スポーツ大会および第24回全国障害者スポーツ大会は、競技力の向上やスポーツの普及・振興を図ることで、すべての市民がより身近にスポーツを楽しみ、生涯を通じて健康で心豊かな生活を送ることができるよう、両大会を一体的に開催することで、障害に対する理解を深め、障害のある人の社会参加の推進に寄与する大会とします。

また、市民総参加で心のこもったおもてなしや情報発信に取り組むことで、市全体の連帯感を高め、本市が目指す「風格と魅力ある都市の創造」につながる大会を目指します。

2 実施目標

(1) スポーツで彦根を元気にする大会

市民一人ひとりが、年齢、性別、健康状態や障害の有無等に関わらず、「する」「みる」「ささえる」といった様々な形でスポーツに積極的に参画するきっかけとします。

(2) 彦根の子ども・若者や女性が主体的に関わる大会

子ども・若者や女性による大会に向けた準備や大会運営への主体的な参画を図ることで、子ども・若者の育成やスポーツを通じた女性活躍の推進につなげます。

(3) みんながともに支えあう彦根を目指す大会

障害のある人が主体的に大会に参画することや、スポーツを通じた交流の場の創出により、障害への理解を深め、ともに支えあう社会を築きます。

(4) 市民総参加でつくり、彦根の力を結集する大会

東京2020オリンピック・パラリンピックやワールドマスターズゲームズ2021関西で高まる関心や実績を両大会につなげ、スポーツボランティア活動が円滑に行われるように努め、市民、地域、関係機関・団体、大学、事業者、NPOなどの多様な主体による大会準備・運営への参画や発信を推進し、市民の力を結集します。

(5) 彦根の魅力を再発見し、地域振興につなげる大会

自然、歴史、文化、食などの様々な彦根の魅力を見つめなおし、全国に発信するとともに、競技会運営やおもてなしをきっかけとした地域振興を図ります。

(6) 彦根の子どもが、彦根で育ち、彦根で活躍する大会

大会を契機として、彦根の地で選手が育ち、その選手が指導者となって次の世代を育てるなど、彦根のスポーツの発展を支える好循環の形成に努めます。

(7) 彦根の特色を生かし、創意工夫を凝らした大会

既存施設の有効活用や大会運営の簡素化・効率化を徹底し、開催経費の低減に努めつつ、彦根らしい魅力あふれる大会を目指します。

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 彦根市輸送・交通基本計画

1 目的

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員、その他関係者（以下「大会参加者」という。）および一般観覧者の輸送・交通については、本市の交通事情を勘案し、交通事業者その他関係機関との連携により、安全かつ効率的で確実な輸送手段の確保に努める。あわせて、公共交通機関の利用促進および交通安全の徹底を考慮した輸送・交通体制の確立を図る。

2 内容

(1) 輸送対策

ア 輸送原則

輸送にあたっては、原則として既存の公共交通機関を利用し、料金は自己負担とする。

イ 計画輸送

競技会場、練習会場、宿泊施設への輸送において、公共交通機関の状況等から必要と認めるときは、指定集合地を設けたうえで計画輸送を行う。

ウ 競技共催市間の輸送

他市と共催で行う競技に係る競技関係者の輸送については、当該市と協議のうえ、別に定める。

(2) 交通対策

ア 交通規制

大会参加者関係車両の安全かつ円滑な運行を図るとともに、一般交通に与える影響を最小限にとどめるため、所轄警察署その他関係機関と協議のうえ、必要に応じて交通規制等の対策を講じる。

イ 交通の整理誘導

大会参加者関係車両、一般観覧者車両の安全確保を図り、目的地に迅速に到着させるため、競技会場、練習会場の周辺道路に案内標識を掲出するとともに、必要に応じて整理誘導員を配置する。

(3) 駐車場対策

ア 駐車場の確保

駐車場は、競技会場、練習会場、その周辺における確保に努め、駐車場が遠隔地になるときは必要な措置を講じる。

イ 駐車場の利用

大会参加者関係車両の駐車場の利用は、運営上必要と認められるものに限定

第4号報告

し、一般車両（一般観覧者車両を含む。）と容易に区別できるよう必要な措置を講じる。

（4）環境への配慮

大会期間中における環境への負荷の軽減と交通混雑の緩和を図るため、公共交通機関等の積極的な利用と自家用車の利用自粛等の啓発に努める。

第1号議案

わた SHIGA 輝く国スポ 彦根市警備・消防防災基本計画（案）

1 目的

わた SHIGA 輝く国スポ（以下「国スポ」という。）における警備・消防防災対策については、滋賀県の「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 警備・消防防災基本計画」に基づき、関係機関・団体等との緊密な連携のもとに、国スポに関係するすべての施設において、安全かつ円滑な大会運営が行われるよう万全を期するものとする。

2 内容

（1）警備対策

競技会場、練習会場、宿泊施設、沿道等（以下「競技会場等」という。）における事故・事件の防止を重点とした適切な警備対策を講じる。

また、国スポ期間中には、関係機関・団体等の協力を得て、防犯対策を推進し、犯罪の防止に努める。

（2）消防防災対策

競技会場等における火災その他の災害予防ならびに災害発生時における情報収集・伝達、避難誘導および救急・救助に関する対策を講じる。

また、国スポ期間中の火災その他の災害予防および災害発生時の被害軽減を図るため、関係機関・団体等の協力を得て、防火・防災意識の向上を図る。

（3）大規模災害・突発重大事案対策

彦根市地域防災計画を踏まえ、大規模災害および突発重大事案の発生時には、関係機関・団体等と速やかに連絡調整を図り、情報収集・伝達、避難誘導、救急・救助等に関する対策を講じる。

（4）関係機関等との連絡調整

警備・消防防災対策の円滑な推進のため、関係機関・団体等と緊密な連携を保つとともに、情報連絡体制を確立する。

3 その他

第24回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く障スポ」における警備・消防防災対策については、滋賀県が設置される、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会が主体となって実施する。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 実行委員会は、主たる事務所を滋賀県彦根市に置く。

(目的)

第3条 実行委員会は、第79回国民スポーツ大会および第24回全国障害者スポーツ大会において、本市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に必要な事務および事業を行うことを目的とする。

(所掌事務)

第4条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事務および事業を行う。

- (1) 競技会の開催および運営に必要な方針および計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に必要な施設および設備の整備に関すること。
- (3) 競技会の開催および準備のための収支に関すること。
- (4) 関係競技団体その他の関係機関および関係団体との連絡調整に関すること。
- (5) その他実行委員会の目的の達成に必要な事務および事業に関すること。

第2章 組織

(組織)

第5条 実行委員会は、会長、副会長、常任委員、監事、顧問、参与、委員および専門委員をもって構成する。

2 副会長、常任委員、監事、顧問、参与、委員および専門委員は、次に掲げる者のうちから会長が選出する。

- (1) 彦根市議会議員
- (2) 彦根市職員
- (3) 関係競技団体その他の関係機関および関係団体を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

参考資料

(選任)

第6条 会長は、彦根市長をもって充てる。

2 副会長、常任委員および監事は、総会の同意を得て会長が委嘱する。

3 顧問、参与、委員および専門委員は、会長が委嘱する。

(職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する副会長がその職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第11条第7項に規定する事項を審議する。

4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

5 顧問は、実行委員会の運営に関して助言する。

6 参与は、実行委員会の業務のうち重要な事項に参加する。

7 専門委員は、専門委員会を構成し、第12条第2項および第3項に規定する事項を審議する。

(任期等)

第8条 会長の任期は、実行委員会が解散するときまでとする。

2 副会長、常任委員、監事、顧問、参与、委員および専門委員(以下この条において「副会長等」という。)の任期は、委嘱の日から実行委員会が解散するときまでとする。

3 副会長等が就任時において所属する関係機関または関係団体の役職を離れたときは、副会長等を辞任したものとみなす。この場合において、会長は、当該関係機関または関係団体の後任者を、当該副会長等の後任者に委嘱するものとし、当該後任者は、その残任期間を務めるものとする。

4 会長は、副会長等に特別な事情が生じたときは、当該副会長等を解任することができる。

5 会長は、会長および副会長等(専門委員を除く。)の変更があった場合は、次の総会において報告するものとする。

6 会長および副会長等は、無報酬とする。

第3章 会議

(会議の種類)

第9条 実行委員会に次の会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

参考資料

(3) 専門委員会

(総会)

第10条 総会は、会長、副会長、常任委員および委員をもって構成する。

- 2 総会は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長または会長が指名した者がこれに当たる。
- 4 総会は、次の事項について審議し、議決する。
 - (1) 競技会の開催および運営に係る基本方針等に関すること。
 - (2) 会則の制定および改廃に関すること。
 - (3) 事業計画および事業報告に関すること。
 - (4) 予算および決算に関すること。
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
 - (6) その他重要な事項に関すること。
- 5 総会は、副会長、常任委員および委員の過半数の出席がなければ開会し、議決をすることができない。
- 6 副会長、常任委員および委員は、総会に出席できない場合は、あらかじめ通知された事項について、代理人または書面の提出により、議決権を行使することができる。この場合において、当該副会長、常任委員および委員は、総会に出席したものとみなす。
- 7 総会の議事は、出席した副会長、常任委員および委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 会長は、必要に応じて監事、顧問および参与に総会への出席を求めることができる。

(常任委員会)

第11条 常任委員会は、会長、副会長および常任委員をもって構成する。

- 2 常任委員会に委員長および副委員長を置く。
- 3 委員長は会長をもって充て、副委員長は副会長をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する副委員長がその職務を代理する。
- 5 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 6 常任委員会の議長は、委員長または委員長が指名した者がこれに当たる。
- 7 常任委員会は、次の事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。

参考資料

- (2) 専門委員会の設置および運営ならびに専門委員会への付託および委任に関すること。
 - (3) 総会を招集する時間的余裕がない緊急の事項に関すること。
 - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
- 8 常任委員会は、前項第2号の規定により専門委員会に付託する事項のうち、必要と認める事項については、専門委員会に委任することができる。
 - 9 常任委員会は、第7項の規定により審議し、決定した事項を必要に応じて次の総会に報告するものとする。
 - 10 常任委員会は、副会長および常任委員の過半数の出席がなければ開会し、議決をすることができない。
 - 11 副会長および常任委員は、常任委員会に出席できない場合は、あらかじめ通知された事項について、代理人または書面の提出により議決権を行使することができる。この場合において、当該副会長および常任委員は、常任委員会に出席したものとみなす。
 - 12 常任委員会の議事は、出席した副会長および常任委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員会)

第12条 専門委員会は、常任委員会が必要と認める場合に設置するものとし、専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項について調査審議し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。
- 3 専門委員会は、常任委員会から委任された事項について審議決定し、その結果を必要に応じて常任委員会に報告するものとする。
- 4 前3項に規定するもののほか専門委員会の運営に関し必要な事項は、常任委員会に諮って会長が定める。

第4章 会長の専決処分

第13条 会長は、総会および常任委員会(以下この条において「総会等」という。)を招集する時間的余裕がないと認める場合は、総会等の権限に属する事項を専決処分することができる。

- 2 会長は、総会等の権限に属する事項で軽易なものを専決処分することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

参考資料

第 14 条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第 6 章 会計

(経費)

第 15 条 実行委員会の経費は、負担金その他の収入をもって充てる。

(事業計画および予算)

第 16 条 実行委員会の事業計画および予算については、総会の議決を得なければならない。

(事業報告および決算)

第 17 条 実行委員会の事業報告および決算については、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第 18 条 実行委員会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

- 2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第 7 章 解散

(解散)

第 19 条 実行委員会は、競技会に関するすべての業務を終了した後、解散する。

(残余財産の帰属)

第 20 条 実行委員会が解散した場合において、その残余財産は、彦根市に帰属するものとする。

第 8 章 補則

第 21 条 この会則に定めるもののほか実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この会則は、令和 2 年 1 月 27 日から施行する。

付 則

- 1 この会則は、令和 4 年 8 月 4 日から施行する。
- 2 この会則の施行の際、現に第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会彦根市準備委員会の副会長、常任委員、監事、顧問、参与および委員である者は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会の副会長、常任委員、監事、顧問、参与および委員に委嘱されたものとみなす。
- 3 この会則の施行の際、現に制定されている第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポ

参考資料

一ツ大会彦根市準備委員会の方針、計画および関係規程等中、第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会彦根市準備委員会とあるものは、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会と読み替える。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会会則(令和4年8月4日施行)第12条第4項の規定に基づき、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会専門委員会(以下「専門委員会」という。)の組織および運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専門委員会の名称等)

第2条 専門委員会の名称ならびにわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会常任委員会からの付託事項および委任事項は、別表のとおりとする。ただし、常任委員会委員長が認める形式的な変更等の軽易な事項については、付託を省略し、または委任しないことができる。

(役員)

第3条 専門委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名

(役員を選任)

第4条 委員長および副委員長は、専門委員(以下「委員」という。)のうちからわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会会長(以下「会長」という。)が委嘱する。

(役員職務)

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

2 専門委員会の議長は、委員長がこれに当たる。

3 専門委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決をすることができない。

4 専門委員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人または書面の提出により、議決権を行使することができる。この場合において、書面の提出により議決権を行使した委員は、専門委員会に出席したものとみなす。

5 専門委員会の議事は、出席した委員(あらかじめ通知された事項について、書面により議決権を行使した委員を含む。)の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 専門委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 専門委員会は、必要があると認めるときは、専門委員会に専門部会を設置し、専門

参考資料

的事項について調査研究を行わせ、その結果を報告させることができる。

- 2 専門部会は、委員のうちから委員長が指名した者(以下「部会員」という。)をもって構成する。
- 3 第3条から第5条までならびに前条第1項、第2項および第5項の規定は、専門部会について準用する。この場合において、第3条から第5条までならびに前条第1項および第2項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第3条、第4条および第5条第2項中「副委員長」とあるのは「副部会長」と、第4条中「専門委員(以下「委員」という。)」とあるのは「部会員」と、前条第5項中「出席した委員(あらかじめ通知された事項について、書面により議決権を行使した委員を含む。)」とあるのは「出席した部会員」と読み替えるものとする。
- 4 部会員の任期は、委員の任期の例による。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会および専門部会の運営に関し必要な事項は、委員長または部会長が会長の承認を得て別に定める。

付 則

この規程は、令和4年8月4日から施行する。

別表(第2条関係)

名 称	付 託 事 項	委 任 事 項
総務企画 専門委員会	1 総務企画に関すること。 2 財務に関すること。 3 広報に関すること。 4 市民運動に関すること。 5 歓迎・接伴に関すること。 6 他の専門委員会に属さない事項に関すること。	左記付託事項のうち、要項等の策定および事業の実施に関すること。
競技式典 専門委員会	1 競技・式典に関すること。 2 施設整備に関すること。 3 その他競技式典に関すること。	左記付託事項のうち、要項等の策定および事業の実施に関すること。
宿泊衛生 専門委員会	1 宿泊に関すること。 2 医事・衛生に関すること。 3 その他宿泊衛生に関すること。	左記付託事項のうち、要項等の策定および事業の実施に関すること。
輸送交通 専門委員会	1 輸送・交通に関すること。 2 警備・消防・防災に関すること。 3 その他輸送交通に関すること。	左記付託事項のうち、要項等の策定および事業の実施に関すること。

輸送交通専門委員会のスケジュール

年月	彦根市（内容）	県・日スポ協
令和4年度 2022年度 （3年前）	○常任委員会・総会（8/4開催） ★第1回輸送交通専門委員会（2/16） ・警備・消防防災基本計画（案）の審議	・開催の正式決定 ・本会期の決定 ・競技別会期の決定 ・駐車場確保
令和5年度 2023年度 （2年前）	○常任委員会、総会（7月開催予定） ★第2回輸送交通専門委員会（日程未定） ・輸送交通業務実施要項（案）の審議 ・駐車場設置利用計画（案）の審議 ・警備・消防防災業務実施要項（案）の審議	・交通規制計画検討 ・駐車場確保（継続） ・会場地輸送調査 ・バスあっせん方式意向調査
令和6年度 2024年度 （1年前）	○常任委員会、総会 ○競技別リハーサル大会の開催 ★第3回輸送交通専門委員会（日程未定） ・競技別リハーサル大会結果等について	・交通規制計画策定 ・駐車場確保（継続） ・会場地輸送調査 ・交通総量抑制会議 ・輸送センター開設
令和7年度 2025年度 （開催年）	○輸送交通業務等委託 ○デモンストレーションスポーツの開催 ○わた SHIGA 輝く国スポ・障スポの開催	・交通総量抑制会議 ・輸送センター運営 ・輸送実施

※開催時期や内容は、いずれも予定であり、準備の進捗により変動することがある。

※このほか、必要に応じて、輸送交通専門委員をはじめとする関係機関・団体等との連絡・調整を行う。